

令和7年度安岐ダムA I 流入量予測システム構築業務委託
プロポーザル実施要領

本要領は、大分県発注の令和7年度安岐ダムA I 流入量予測システム構築業務委託に関する公募型プロポーザルに適用する。受注者特定のための技術提案書等の提出については、大分県契約事務規則及び関係法令に定めるもののほか、本実施要領によるものとする。

第1条 業務の内容

1 業務名

「令和7年度 安岐ダムA I 流入量予測システム構築業務委託」

2 業務の目的

「特記仕様書」による。

3 業務内容

「業務内容説明書」による。

4 履行期限

令和8年7月31日

5 業務実施上の要件等

- (1) 実施にあたっては、大分県「設計業務等共通仕様書 令和7年4月 大分県土木建築部」並びに「特記仕様書」を遵守すること。
- (2) 業務遂行のために必要となる既往調査の成果・報告書等については、発注者に貸出しを申し出たうえ、貸与を受けること。なお、貸与する既往調査の成果・報告書等を他に貸与すること、これによって知り得た情報を他に公表することは一切してはならない。業務の遂行に必要な県の保有する資料については、可能な限りこれを貸与する。

第2条 実施の型式

公募型プロポーザル方式

第3条 必要な参加資格（参加表明書及び参加資格審査書類、技術提案書を提出するために必要な要件）

- 1 大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の時期等（昭和60年大分県告示第235号）に基づく土木関係建設コンサル

タント業務の入札参加資格の認定を受けている者であること。

- 2 本業務に関する以下部門の建設コンサルタント登録があるもの。
 - ・「河川、砂防及び海岸・海洋部門」
- 3 以下の同種業務又は類似業務について、平成27年度以降、参加表明書提出日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有していること。
 - ・【同種業務】ダム流入量予測システムを構築した業務
 - ・【類似業務】洪水予測システムを構築した業務
- 4 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないものであること。
- 5 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年大分県告示第267号、以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中でないこと。
- 6 参加表明書の提出期限日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等受けた事実がある者でないこと。
- 7 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）
- 8 配置予定技術者の資格
 - (1) 次の1)～3)のすべての技術者を配置できること。
 - 1) 管理技術者
 - 次の①～③のすべての要件を満たすこと。
 - ① 下記のいずれかの資格を有する者。
 - ・技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋」又は『建設部門』の「河川、砂防及び海岸・海洋」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
 - ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
 - ・認定技術管理者（河川部門）の認定を受けている者。

②平成27年度以降、参加表明書提出日までに完了した業務のうち、同種業務（ダム流入量予測システムを構築した業務）又は類似業務（洪水予測システムを構築した業務）に管理技術者又は担当技術者として従事した経験を有する者。

③参加表明書提出日現在での手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）の契約金額の合計が5億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

注：手持ち業務とは、参加表明書提出時点において、管理技術者又は担当技術者となっている500万円（税込）以上の他の業務を指す。

2) 担当技術者

担当技術者については次の①、②のすべての要件を満たすこと。

① 下記のいずれかの資格を有する者。

- ・技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋」又は『建設部門』の「河川、砂防及び海岸・海洋」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・認定技術管理者（河川部門）の認定を受けている者。

②平成27年度以降、参加表明書提出日までに完了した業務のうち、同種業務（ダム流入量予測システムを構築した業務）又は類似業務（洪水予測システムを構築した業務）に管理技術者又は担当技術者として従事した経験を有する者。

3) 照査技術者

次の①、②のすべての要件を満たすこと。

①下記のいずれかの資格を有する者。

- ・技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋」又は『建設部門』の「河川、砂防及び海岸・海洋」）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・認定技術管理者（河川部門）の認定を受けている者。

②平成27年度以降、参加表明書提出日までに完了した業務のうち、同種業務（ダム流入量予測システムを構築した業務）又は類似業務（洪水予測システムを構築した業務）に管理技術者又は担当技術者として従事した経験を有する者。

第4条 技術提案書の提出要請者の選定方法

参加表明書（様式1-1号）及び参加資格審査書類（様式3～様式5号、様式13、様式14号）を提出した者が多数の場合は、別表2の評価項目により評価し、5者程度参加者を選定する。

第5条 契約予定者の特定方法

- 1 技術提案書の評価項目等は別表3のとおりであり、技術評価の合計点が最も高いものを最適任者とし、契約予定者として特定する。ただし、技術評価の合計点の最高得点者が複数者いる場合、下記の（1）から（4）の順で1者を特定するものとする。
（（2）以下は上記項目が同点の場合適用）
 - （1）技術提案の特定テーマの得点が高いもの
 - （2）技術提案の実施方針・実施フロー・工程計画・その他の得点が高いもの
 - （3）見積額の最も低いもの
 - （4）審査委員会での合議で決定
- 2 技術提案書の提出者が1者のみの場合においても、本プロポーザルに関する提案を審査委員会において審査し、契約を行う者として適切と判断された場合に随意契約を行う。
- 3 別表3による（実施方針等）の評価の合計及び「特定テーマに関する技術提案」の評価の合計が著しく低いと認められる場合には特定しない場合がある。

第6条 予算額

本業務の予算額は以下のとおりである。

- 1 1百万円（税込）

第7条 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

- 1 実施要領に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。
 - （1）提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る）、電子メール。
 - （2）提出期間
令和7年9月2日（火）から令和7年9月8日（月）17時までとする。
なお、土曜日、日曜日及び祝日は除く。
 - （3）提出先
大分県土木建築部河川課 ダム・海岸班
住所：〒870-8501 大分市大手町三丁目1番1号
TEL：097-506-4603 FAX：097-506-1775
Email：a17200@pref.oita.lg.jp
- 2 質問に対する回答は、質問を受理した日の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、県庁のHPに掲載する。

第8条 参加表明書の提出方法

本プロポーザルに対して、以下により参加表明書及び参加資格審査書類を提出すること。

- 1 参加表明書及び参加資格審査書類の作成方法及び内容に関する事項
別表1により作成すること。
- 2 提出方法
持参、郵送（書留郵便に限る）による。
- 3 提出期間
業務委託の手續開始の公示日から令和7年9月12日（金）17時までとする。
なお土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- 4 提出内容
参加表明書（様式1-1号） 1部
参加資格審査書類（様式3～様式5号 様式13、様式14号） 1部
- 5 提出先
第7条1（3）に同じ

第9条 技術提案書の作成方法

- 1 技術提案書作成上の基本事項
 - (1) 技術提案書は、当該業務委託における具体的な取組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本実施要領において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。
 - (2) 技術提案書とともに見積書及び仕様書の提出を求める。
- 2 特定テーマ
本業務において、技術提案を求めるテーマは次の事項である。
 - ・安岐ダムの流入量予測における精度向上の工夫と留意点について
- 3 技術提案書の作成方法及び内容に関する事項
別表1により作成すること。
- 4 技術提案書の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合及び特定テーマに対する提案がない場合は無効とする。

5 資料の配布

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を配布する。

- ・安岐ダムパンフレット
- ・安岐ダム操作規則（平成26年9月）
- ・安岐ダム操作細則（平成26年9月）
- ・安岐ダムただし書き操作要領（平成26年9月）

6 既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、既存資料を閲覧することができる。ただし、事前に文書（様式8号）により閲覧申請を行うものとする。

(1) 閲覧資料

- ・既往の安岐ダム洪水調節報告書

(2) 閲覧期間

業務委託の手続開始の公示日から技術提案書の提出期限の前日までの9時から16時までとする。なお、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 閲覧場所及び申請先（※技術提案書等の提出先と異なるので注意のこと）

大分県国東土木事務所 建設・保全課 ダム再生推進班

住所：〒873-0504 大分県国東市国東町安国寺786-1

TEL：0978-72-1321 FAX：0978-72-3107

Email：a17002@pref.oita.lg.jp

7 技術提案書の提出方法

(1) 提出方法

第8条2に同じ。

(2) 提出期間

技術提案書の提出要請業者の選定通知から令和7年10月7日（火）17時までとする。なお、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 提出内容

- ・技術提案書（様式2号、様式6号、様式7号） 1部
- ・様式6号及び7号のPDF形式データを記録した電子媒体（CD又はDVD）
- ・見積書及び仕様書1部（封筒に入れ厳封すること）

(4) 提出先

第7条1（3）に同じ。

第10条 審査方法（技術提案書の提出要請者の選定）

- 1 技術提案書の提出要請者を選定するための評価基準は別表2のとおりとする。

2 評価点の算出については、以下のとおりとする

(1) 参加表明者の経験及び能力 (配点 30 点)

A = (評価点)

(2) 配置予定技術者の経験及び能力 (配点 30 点)

B = (評価点)

(3) 評定点 (配点 60 点)

評定点 = A + B

第 11 条 審査方法 (契約予定者の特定)

1 契約予定者を特定するための評価基準は別表 3 のとおりとする。

2 評価点の算出については、以下のとおりとする。

(1) 配置予定技術者の経験及び能力 (配点 40 点)

A = (評価点)

(2) 実施方針等 (配点 50 点)

B = (評価点の合計 / 審査委員数)

【小数第二位を四捨五入】

(3) 特定テーマに関する技術提案 (配点 100 点)

C = (評価点の合計 / 審査委員数)

【小数第二位を四捨五入】

(4) 評定点 (配点 190 点)

評定点 = A + B + C

第 12 条 技術提案書の提出要請者の選定結果通知方法

1 参加表明者が多数あり、技術提案書の提出要請者の選定を行った場合は、選定された者に対して、選定された旨を様式 10 号により通知し、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由 (非選定理由) を様式 12 号により通知する。

2 上記 1 で非選定の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して 5 日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く) 以内に、書面 (様式自由) により、大分県知事に対して非選定理由についての説明を求めることができる。

3 上記 2 の回答は、書面を受理した日の翌日から起算して 5 日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く) 以内に、説明を求めたものに対して書面により回答を行う。

4 非選定理由の説明請求の受付方法、受付時間、受付場所

(1) 受付方法

第 8 条 2 に同じ。

(2) 受付時間

9時から16時までとする。なお、土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(3) 受付場所

第7条1(3)に同じ。

第13条 審査結果の通知方法

- 1 契約予定者を特定した場合は、技術提案書を提出した者に対して速やかに審査結果を様式9により通知する。
- 2 特定された者に対しては、特定された旨を様式11号により通知する。
- 3 特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を様式12号により通知する。
- 4 上記3の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、書面（様式自由）により、大分県知事に対して非特定理由についての説明を求めることができる。
- 5 上記4の回答は、書面を受理した日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に、説明を求めたものに対して書面により回答を行う。
- 6 非特定理由の説明請求の受付方法、受付時間、受付場所
 - (1) 受付方法
第8条2に同じ。
 - (2) 受付時間
第12条4(2)に同じ。
 - (3) 受付場所
第7条1(3)に同じ。

第14条 プレゼンテーション及びヒアリング

技術提案書の内容について、以下のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。出席者は参加時に写真付きの身分証明書を持参すること（持参していない場合は、出席を認めない）。

1 実施日時等

令和7年10月17日（金）を予定しているが、実施時間、実施場所及びその他詳細については、別途通知する。

2 出席者

配置予定の管理技術者及び担当技術者を含む合計5名以内とする。

3 プレゼンテーション

技術提案書の内容について、説明を配置予定の管理技術者が15分以内で行う。

なお、技術提案に記載のない内容の説明や時間を超過した場合は、プレゼンテーションの中止や打ち切りを行う。

4 ヒアリング

技術提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、プレゼンテーションの終了後引き続き、次に掲げる事項について10分程度でヒアリングを行う。

- (1) 技術者の経歴及び業務実績
- (2) 技術提案の内容（実施方針、特定テーマ等）

5 その他

- (1) ヒアリングに際し、事前に提出された書類に対する差し替えや追加資料の提出は認めない。
- (2) ヒアリング時の質問に対して、回答に必要と考える資料の提示については、これを妨げない（その際の提示方法は問わない）。
- (3) 予定時間内で質疑応答を進行するため、応答時間を区切る場合がある。
- (4) プレゼンテーションの際に用いた資料は、電子媒体（PDF型式）及びそのすべてを印刷したもの（原則A4サイズとし、判読困難となる場合はA3サイズとする）を各1部提出すること。
- (5) プレゼンテーション及びヒアリングについては、音声の録音を行う。

6 利用できる機材

- (1) 大型モニター
- (2) パソコン

会場に用意されたパソコンを使用する場合は、当日は電子媒体（CD又はDVD）でデータを持参すること。持参する電子媒体は、事前に必ずウイルスチェックを行うこと。ウイルスチェックソフトは特に指定しないが、最新のウイルスも検出できるようにウイルスチェックソフトは常に最新のデータに更新（アップデート）したものを利用し、電子媒体のラベル面にウイルスチェックに関する情報（ウイルスチェックソフト名、ウイルス定義年月日又はパターンファイル名、チェックを行った年月日）を明記すること。なお、ウイルスチェックを行っていない場合は、非特定とすることがある。

会場に用意されたパソコンのオフィスソフトは、Excel2019、Word2019、PowerPoint2019である。また、参加表明者のパソコンを持ち込むことはできるが、会場に用意された大型モニターと接続した場合の動作は保証しない。

当日ヒアリング会場で、動作確認を行う時間を5分程度設ける。

- 7 プレゼンテーション及びヒアリングの欠席
プレゼンテーション及びヒアリングに欠席した場合（身分証明書を持参していない場合を含む）は受注の意志がないものとみなし、技術提案書特定の対象としない。

第15条 その他の留意事項

- 1 技術提案書を提出する建設コンサルタント等が、他の建設コンサルタント等の協力を得て、又は学識経験者の援助を受けて業務を実施する場合には、参加資格審査書類及び技術提案書にその旨を明記すること。
- 2 本プロポーザルに要するすべての費用は、提出者の負担とする。
- 3 特定されなかった者は、技術提案書の返却を求めることができる。
- 4 提出された技術提案書は、提出者に無断で使用しないものとする。
- 5 技術提案書は、提出期間内であれば再提出を認める。
- 6 技術提案書の提出期限以降は、記載した配置予定技術者の変更を原則として認めない。ただし、死亡、病床、被災、出産、育児、介護又は退職等のやむを得ない理由に限り、同等以上の技術者であると発注者が認めた場合は変更出来るものとする。なお、同一の技術者を重複して複数の業務の配置予定技術者とする場合において、他の業務を落札したことにより（プロポーザル方式による場合は特定されたことにより）配置予定の技術者を配置できなくなったときは、直ちに辞退届を第7条1（3）まで提出すること。
- 7 当該実施要領で示した参加資格要件のない者の技術提案、証明資料に虚偽の記載をした者の技術提案は無効とし、無効の技術提案を行った者を契約予定者として特定した場合は、契約予定者の特定を取り消すとともに、その者に対して指名停止の措置を行うことがある。なお、上記の事態が発生した場合は、改めて次順位者を契約予定者として特定することができる。
- 8 参加表明書の提出後、契約予定者の特定をするまでの間に、技術提案書提出者が次の（1）又は（2）のいずれかに該当した場合は、当該技術提案書提出者の行った技術提案を無効にするものとする。
 - （1）指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む）。
 - （2）当該実施要領で示した参加資格の要件を満たさなくなったとき。
- 9 契約予定者の特定後、契約締結までの間に、契約予定者に特定された者が上記8（1）又は（2）のいずれかに該当した場合は、契約予定者の特定の取消を行うも

のとする。なお、上記の事態が発生した場合は、改めて次順位者を契約予定者として特定することができる。

- 10 契約担当者は、契約締結後において、契約者が上記8又は9に該当していたことが判明した場合は契約の解除を行うことができるものとする。
- 11 参加表明書提出者、契約予定者として特定された者及び契約者は、参加表明書提出後に上記8（1）又は（2）のいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。また、上記7、8、9及び10による技術提案の無効又は契約予定者の特定の取消し若しくは契約の解除等に伴う損害補償については、発注者はその責を一切負わないものとする。
- 12 契約予定者の特定後に、提案内容を適切に反映した特記仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- 13 仕様書等に反映された技術提案書の内容が受注者の責めにより実施されなかった場合は、受注者に対して契約不適合の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。
- 14 参加表明書提出後において、契約予定者が特定されるまでの間は、当該技術提案業務を辞退することができる。その際はすみやかに辞退届（様式1-2）を、第7条1（3）まで提出すること。

第16条 特定後の契約等に関すること

1 契約

発注者は、契約予定者の技術提案書の提案内容を反映した仕様書を作成し、その積算額を基礎とした予定価格の範囲内で、契約予定者と契約を締結する。

2 契約保証金

免除する。

3 前払金

契約の相手方は、大分県会計規則第64条に基づき、前払金を請求することができる。

4 その他契約条件

大分県契約事務規則及び大分県土木設計業務等委託契約約款による。

別表1 技術提案書等の作成方法及び内容に関する留意事項

<p>業務実施体制 (様式3号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者を記載する。 ・配置予定の担当技術者のうち記載する者は1名とする。 ・他のコンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、再委託先又は協力先、その理由(企業の技術的特徴等)を記載するものとする。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。
<p>配置予定技術者の経歴 (様式4号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者について、経歴等を記載する。 ・同種業務及び類似業務の実績を記載する場合は、平成27年度以降における参加表明書提出日までに完了した業務とする。 ・記載する同種業務及び類似業務数は合計4件までとし、記載できる同種業務及び類似業務の実績は以下のとおりとする。なお、実施要領に規定する配置予定技術者の資格要件を満たしていることが確認できる業務を、契約単位で記載すること。 <p>管理技術者、照査技術者及び担当技術者(共通)</p> <p>：【同種業務】ダム流入量予測システムを構築した業務 【類似業務】洪水予測システムを構築した業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手持ち業務は、大分県以外の発注者のものも含め、すべて記載する。 ・手持ち業務とは、参加表明書提出時点において、管理技術者又は担当技術者となっている500万円(税込)以上の他の業務を指す。 ・CPDの実績を記載する場合は、各団体の推奨単位取得を証明する「単位取得証明書」を提出すること。なお、学習履歴証明書の証明日が技術資料等提出期限の前日から起算して過去1年以内のものに限る。 ・配置予定の各技術者1名につきA4版1枚に記載する。 ・資格証明書の写しを添付すること。
<p>配置予定技術者の平成27年度以降の業務実績 (様式5号)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・配置予定の管理技術者、担当技術者及び照査技術者が平成27年度以降に従事した同種業務及び類似業務の実績について記載する。なお、担当技術者として従事した業務については、具体的に業務担当の内容を記載すること。 ・参加表明書の提出者以外が受託した業務の業務実績を記載する場合は当該業務を受託した企業名等を記載すること。 ・図面、写真等を引用する場合も含め、様式4号で記載した同種業務及び類似業務のうちから1件について1枚に記載する。 ・業務が同種業務又は類似業務に該当していることが確認できる

	資料（TECRIS データの写し又は契約図書の写し（共同企業体の場合は、協定書の写しを含む。）等客観的な資料）も合わせて添付すること。
実施方針・実施フロー・工程計画・その他 (様式6号)	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施方針及び実施フロー、工程計画についてA3版1枚に簡潔に記載する。様式内での実施方針、実施フロー、工程計画の配置は自由である。 ・提案者名（会社名、配置技術者名等）が特定できる記載は一切しないこと。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
特定テーマに対する技術提案 (様式7号)	<ul style="list-style-type: none"> ・本説明書の第9条2に示した特定テーマに対する取り組み方法を具体的に記載する。 ・A3版1枚に記載することとし、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いることができる。 ・提案者名（会社名、配置予定技術者名等）が特定できる記載は一切しないこと。 ・カラーで作成した場合はカラーのまま評価する。
建設コンサルタント ・登録規程の登録状況 (様式13号)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における建設コンサルタント等の登録状況を記入する
企業の平成27年度以降の同種業務及び類似業務実績 (様式14号)	<ul style="list-style-type: none"> ・企業における平成27年度以降から参加表明書提出日までに完了した同種業務及び類似業務について記載する。 ・記載する同種業務及び類似業務数は合計4件までとし、記載できる同種業務及び類似業務の実績は以下のとおりとする。 ：【同種業務】ダム流入量予測システムを構築した業務 【類似業務】洪水予測システムを構築した業務
見積書 (様式自由)	<ul style="list-style-type: none"> ・見積書は、技術提案書の業務への取り組みを踏まえて必要な経費を算出し作成する。その際、直接経費と諸経費に分けて記載するとともに、直接経費は作業項目ごとに記載すること。 ・積算の参考とするため、特定者には再度見積書を依頼することがある。
仕様書	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書については、本件特記仕様書及び業務内容説明書に追記する形で作成のこと。

別表2 技術提案書の提出要請者選定のための評価基準（合計60点）

技術提案書の提出要請者を選定するための評価項目、判断基準及び評価配点は下記のとおりである。

(1) 参加表明者の経験及び能力（配点30点）

評価項目	評価の着眼点		評価配点
		判断基準	
参加表明者の経験及び能力	技術部門登録	①土木関係建設コンサルタント業務に関する部門（河川、砂防及び海岸・海洋部門）の建設コンサルタント登録があるもの ②上記以外	① 15点 ② 失格
	成果の確実性	平成27年度以降の同種業務及び類似業務の実績を下記の順位で評価する。 【同種業務の場合】 ①同種業務の実績が4件 ②同種業務の実績が3件 ③同種業務の実績が2件 ④同種業務の実績が1件 ⑤同種業務の実績なし 【類似業務の場合】 ⑥類似業務の実績が4件 ⑦類似業務の実績が3件 ⑧類似業務の実績が2件 ⑨類似業務の実績が1件 ⑩類似業務の実績なし ⑪両方の業務実績なし 企業の同種業務及び類似業務の評価は、様式14号に記載の同種業務及び類似業務のうち、根拠資料等により確認できた契約単位で行う。 同種業務及び類似業務は、以下のとおり。 【同種業務】 ダム流入量予測システムを構築した業務 【類似業務】 洪水予測システムを構築した業務	①15.0点 ②12.0点 ③9.0点 ④6.0点 ⑤0.0点 ⑥7.5点 ⑦6.0点 ⑧4.5点 ⑨3.0点 ⑩0.0点 ⑪ 失格

(2) 配置予定技術者の経験及び能力 (配点30点)

評価項目	評価の着眼点		評価配点		
	判断基準		管理技術者	担当技術者	照査技術者
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	<p>技術者資格を下記の順位で評価する。</p> <p>管理技術者、及び照査技術者</p> <p>① 技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋」、『建設部門』の「河川、砂防及び海岸・海洋」）</p> <p>② R C C M (河川、砂防及び海岸・海洋)</p> <p>③ 認定技術管理者（河川部門）</p> <p>④ 上記以外の場合</p> <p>担当技術者</p> <p>① 技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋」、『建設部門』の「河川、砂防及び海岸・海洋」）</p> <p>② R C C M (河川、砂防及び海岸・海洋)</p> <p>③ 認定技術管理者（河川部門）</p> <p>④ 上記以外の場合</p>	<p>①7.0点</p> <p>②4.2点</p> <p>③0.0点</p> <p>④ 失格</p>	<p>①5.0点</p> <p>②3.0点</p> <p>③0.0点</p> <p>④ 失格</p>	<p>①3.0点</p> <p>②1.8点</p> <p>③0.0点</p> <p>④ 失格</p>
	専門技術力	<p>業務執行技術力</p> <p>平成27年度以降の同種業務及び類似業務の実績を下記の順位で評価する（照査技術者として従事した業務は除く）。</p> <p>【同種業務の場合】</p> <p>①同種業務の実績が4件</p> <p>②同種業務の実績が3件</p> <p>③同種業務の実績が2件</p> <p>④同種業務の実績が1件</p> <p>⑤同種業務の実績なし</p> <p>【類似業務の場合】</p> <p>⑥類似業務の実績が4件</p> <p>⑦類似業務の実績が3件</p> <p>⑧類似業務の実績が2件</p> <p>⑨類似業務の実績が1件</p> <p>⑩類似業務の実績なし</p> <p>⑪両方の業務実績なし</p>	<p>①7.0点</p> <p>②5.6点</p> <p>③4.2点</p> <p>④2.8点</p> <p>⑤0.0点</p> <p>⑥3.5点</p> <p>⑦2.8点</p> <p>⑧2.1点</p> <p>⑨1.4点</p> <p>⑩0.0点</p> <p>⑪ 失格</p>	<p>①5.0点</p> <p>②4.0点</p> <p>③3.0点</p> <p>④2.0点</p> <p>⑤0.0点</p> <p>⑥2.5点</p> <p>⑦2.0点</p> <p>⑧1.5点</p> <p>⑨1.0点</p> <p>⑩0.0点</p> <p>⑪ 失格</p>	<p>①3.0点</p> <p>②2.4点</p> <p>③1.8点</p> <p>④1.2点</p> <p>⑤0.0点</p> <p>⑥1.5点</p> <p>⑦1.2点</p> <p>⑧0.9点</p> <p>⑨0.6点</p> <p>⑩0.0点</p> <p>⑪ 失格</p>

			各技術者の同種業務及び類似業務の評価は、様式4号及び様式5号に記載の同種及び類似業務のうち、根拠資料等により確認できた契約単位で行う。			
業務実施体制	体制の妥当性	体制の妥当性	①業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合 ②上記以外	① 失格 ②0.0点	① 失格 ②0.0点	① 失格 ②0.0点

別表3 契約予定者（技術提案書）を特定するための評価基準（合計190点）

契約予定者（技術提案書）を特定するための評価項目、判断基準及び評価配点は下記のとおりである。

(1) 配置予定技術者の経験及び能力（配点40点）

評価項目	評価の着眼点		評価配点		
		判断基準	管理技術者	担当技術者	照査技術者
配置予定技術者の経験及び能力	資格要件	技術者資格を下記の順位で評価する。 管理技術者、及び照査技術者 ① 技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋」、『建設部門』の「河川、砂防及び海岸・海洋」） ② R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋） ③ 認定技術管理者（河川部門） ④ 上記以外の場合 担当技術者 ① 技術士（『総合技術監理部門』の「建設一般並びに河川、砂防及び海岸・海洋」、『建設部門』の「河川、砂防及び海岸・海洋」） ② R C C M（河川、砂防及び海岸・海洋） ③ 認定技術管理者（河川部門） ④ 上記以外の場合	①7.0点 ②4.2点 ③0.0点 ④失格	①5.0点 ②3.0点 ③0.0点 ④失格	①3.0点 ②1.8点 ③0.0点 ④失格
	専門技術力	平成27年度以降の同種業務及び類似業務の実績を下記の順位で評価する（照査技術者として従事した業務は除く）。 【同種業務の場合】 ①同種業務の実績が4件 ②同種業務の実績が3件 ③同種業務の実績が2件 ④同種業務の実績が1件 ⑤同種業務の実績なし 【類似業務の場合】 ⑥類似業務の実績が4件 ⑦類似業務の実績が3件 ⑧類似業務の実績が2件	①7.0点 ②5.6点 ③4.2点 ④2.8点 ⑤0.0点 ⑥3.5点 ⑦2.8点 ⑧2.1点	①5.0点 ②4.0点 ③3.0点 ④2.0点 ⑤0.0点 ⑥2.5点 ⑦2.0点 ⑧1.5点	①3.0点 ②2.4点 ③1.8点 ④1.2点 ⑤0.0点 ⑥1.5点 ⑦1.2点 ⑧0.9点

		⑨類似業務の実績が1件 ⑩類似業務の実績なし ⑪両方の業務実績なし 各技術者の同種及び類似業務の評価は、様式4号及び様式5号に記載の同種及び類似業務のうち、根拠資料等により確認できた契約単位で行う。	⑨1.4点 ⑩0.0点 ⑪失格	⑨1.0点 ⑩0.0点 ⑪失格	⑨0.6点 ⑩0.0点 ⑪失格
C P D	C P D	CPDの取得状況について下記の順位で評価する。 ①継続教育(CPD)の証明が有り、かつ各団体が推奨する単位を満たしている。なお、学習履歴証明書の証明日が技術資料提出期限の前日から起算して過去1年以内のものに限る。 ②上記以外の場合	①5.0点 ②0.0点	①3.0点 ②0.0点	①2.0点 ②0.0点

(2) 実施方針等 (配点50点)

評価項目	評価の着眼点		評価配点
	判断基準		
実施方針等	業務理解度	目的、条件及び内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	20点
	実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高く、工夫が図られている場合に優位に評価する。	10点
		業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高く、工夫が図られている場合に優位に評価する。	10点
	その他	有益な代替案、重要事項の指摘、地域の実情を把握した上で、業務の円滑な実施に関する提案がある場合に優位に評価する。	10点

(3) 特定テーマに関する技術提案 (配点100点)

<特定テーマ>

- ・安岐ダムの流入量予測における精度向上の工夫と留意点について

評価項目	評価の着眼点		評価配点
		判断基準	
特定テーマ	的確性	着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、業務遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	60点
	実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	20点
		提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。	20点
見積	業務コストの妥当性	業務規模と大きく乖離がある場合、提案内容に対して見積が不適切な場合、予算額を超える場合には特定しない。	数値化しない